

令和4年度

令和2年7月豪雨に関する特別委員会記録

審査・調査案件

1. 12月定例会付託案件 …………… 1
-

令和4年11月28日（月曜日）

令和2年7月豪雨に関する 特別委員会会議録

令和4年11月28日 月曜日
午前11時52分開議
午後0時22分開議（実時間26分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第100号・契約の締結について（坂本町災害公営住宅（藤本・大門地区）新築工事）

○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君
副委員長 金子昌平君
委員 大倉裕一君
委員 北園武広君
委員 田方芳信君
委員 谷川登君
委員 橋本幸一君
委員 古嶋津義君
委員 増田一喜君
委員 山本敬晃君
委員 山本幸廣君

※欠席委員

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部

次長兼建築指導課長 宮端晋也君
営繕課長 松野光洋君
営繕課長補佐
兼建築係長 秋野亮二君
営繕課審議員
兼設備係長 塩塚将朗君

財務部

理事兼契約検査課長 岩崎伸一君

○記録担当書記 村上政資君
松崎広平君

（午前11時52分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは皆さん、引き続きお疲れのところ、よろしくお願ひします。定足数に達しましたので、ただいまから令和2年7月豪雨に関する特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第100号・契約の締結について（坂本町災害公営住宅（藤本・大門地区）新築工事）

○委員長（上村哲三君） それでは、事件議案の審査に入ります。

議案第100号・坂本町災害公営住宅（藤本・大門地区）新築工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○営繕課長（松野光洋君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）営繕課の松野でございます。本日はよろしくお願ひします。

それでは、議案第100号・契約の締結について、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。お願ひします。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○営繕課長（松野光洋君） まず、議案書の1ページをお願いいたします。議案第100号・契約の締結についてでございます。

説明は、お配りしております資料の右肩に委員会資料、令和4年11月28日、令和2年7月豪雨に関する特別委員会と記載がございます契約の締結について（坂本町災害公営住宅（藤

本・大門)新築工事に関する資料にて御説明させていただきます。

それでは、1の工事関係につきまして説明させていただきます。資料の2ページをお願いします。

番号、令和4年度営工第49号。件名、坂本町災害公営住宅(藤本・大門)新築工事。工事場所、八代市坂本町葉木4259番外。契約の相手方、松本建設株式会社。契約金額は1億9657万円。契約予定工期は議決日から令和5年8月31日までを予定しております。

次に工事の概要です。

災害公営住宅、鉄筋コンクリート造地上4階建、床面積は507.83平方メートル。住戸は3DKを5戸計画しております。工事種別は、建築一式工事のほか、エレベーター設備、外構工事、盛土工事でございます。

次に、3ページをお願いいたします。今回の建設に当たりまして、敷地内の盛土を行うイメージでございます。前面道路の県道と同じ高さまで地盤を2メートルほど上げる計画で、左側に災害公営住宅を建設いたします。右側は、一般財団法人熊本県建築住宅センターにて、みんなの家を整備される予定でございます。

次に4ページをお願いします。藤本・大門地区災害公営住宅のパス図でございます。

当該地は土砂災害警戒区域で、いわゆるイエローゾーンエリア内でございますので、万が一の土砂流入へのリスク回避として、1階は住戸を設けず、共用部分のみのピロティー形式としております。

また、球磨川洪水浸水区域(最大想定規模)、いわゆるL2区域内でもあり、浸水の高さは現地盤より約10メートルとされていることから、盛土を実施するとともに、災害公営住宅を複層階とすることで、3階屋上に一時避難が可能なスペースを設けております。

住戸としましては、2階から4階まで、3D

Kの間取りを5戸、計画しております。

次、5ページをお願いいたします。こちらは配置図になります。

赤線で囲っている部分が災害公営住宅の用地、水色で囲っている部分がみんなの家の用地でございます。災害公営住宅用地内には入居者世帯分の駐車場も整備をいたします。

次、6ページ、7ページは、1階から屋上までの平面図でございます。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○理事兼契約検査課長(岩崎伸一君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)契約検査課の岩崎でございます。よろしく願いいたします。

工事関係の説明に引き続きまして、入札・契約関係につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○理事兼契約検査課長(岩崎伸一君) それでは、資料の8ページを御覧ください。

初めに、1・競争入札に関する事項につきまして説明いたします。

本案は、八代市制限付一般競争入札実施要領に基づきまして、令和4年10月7日に制限付一般競争入札に付すことを公告いたしております。ここで申します制限付とは、競争入札参加資格に一定の要件がついていることとございまして、具体的な内容はその下の2で説明させていただきます。

続きまして、2・競争入札に参加する者に必要な資格の主な要件といたしましては、八代市工事入札参加者資格審査格付要領に基づき、本市の有資格者において、建築一式工事の格付がA級であり、市内に本社、本店などの主たる事業所を有する者といたしております。また、過去15年間に元請として県内での同種公共工事の施工実績がある者とし、配置技術者に関しま

しては、建築一式工事に係る国家資格または一定の実務経験を有する主任技術者か監理技術者を専任で配置することを要件といたしております。

最後に、3・開札及び結果につきましては、公告日の翌日から資格確認申請書及び入札書の受付を行い、建設業法で定める公告・見積り期間を経た10月31日に開札を行った結果、4者から入札がございまして、松本建設株式会社が1億7870万円で落札されており、予定価格に対する落札率は98.95%でございます。

なお、当該事業者と消費税を加算いたしました契約金額1億9657万円で、議会の議決をいただいたとき本契約となる条件を付した仮契約を11月9日に締結したところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（大倉裕一君） まず一つは、レベルの説明がありましたけど、2メートルぐらい上げられるということだったと思うんですけど、令和2年7月豪雨の増水レベルにどれぐらい、余裕というんですかね、安全度を見てあるんですか。レベル的にはどういう関係になりますかね、2メートル上げるということは。

○営繕課長（松野光洋君） 当時の7月豪雨のときには下にありますグラウンドまで水が来たということまでは把握しております。ですので、災害公営住宅を建設する地盤高までは来てなかったかと思っておりますけれども……。あ、すいません。

○営繕課長補佐兼建築係長（秋野亮二君） こんにちは。営繕課の秋野と申します。よろしくお願いたします。

質問についてですが、令和2年豪雨の際にはですね、今課長が申しました下段のグラウンドまで浸水してたということで伺っております。今回の災害公営住宅を建設するに当たりまして、国と県との協議の中で、いわゆるL2は回避できるようにということでお話があったものですから、それを回避するためには、浸水想定高の現地盤から10メートル、これ以上を確保するということですね、今、3階建ての屋上部分が約11メートルございますので、最大1メートルぐらいは回避できるというところで計画をしているところでございます。

○委員（大倉裕一君） 10メートルという数値は、ダムを造った後のデータですか。ダムがどのように関係していますか、今、話をされている段階で。

○営繕課長補佐兼建築係長（秋野亮二君） 国からですね、示された最大浸水高ということで把握しております。ただ、ダムが造られた前提かどうかというところまでは、すいません、詳細には確認をしております。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） それから予算についてのところなんですけど、私が間違っていたら修正していただいて構わないんですけども、藤本・大門のこの災害公営住宅の案件については、2億5000万ぐらい予算を確保してあったんじゃないかなというふうに思っておりますが、あと5000万、どこに行っているのかなと。何を計画されているのかということをお教えいただけますか。

○営繕課長（松野光洋君） 今回の費用につきましては、建築工事のほうになっております。それ以外に電気設備工事と機械設備がございまして、そちらの分も含めて2億5000万円程度だったと思っております。

○委員（大倉裕一君） 機械設備と電気設備、

もう少し分かりやすく詳細なところを教えてください。ただければ助かります。

○**営繕課長（松野光洋君）** 電気設備工事につきましては、各建物の中にあります照明だったりとか配線関係が全て電気工事のほうに入っております。それと機械設備工事につきましては、浄化槽を設けたりとか、室内の手洗いだったりとかお風呂場の器具だったりとかトイレも含めた感じの工事に分けて発注ということになっております。

以上です。

○**委員（大倉裕一君）** エレベーターはじゃあ建築工事の中に含まれているという理解でよろしいですか。

○**営繕課長（松野光洋君）** はい、エレベーター工事につきましては建築工事の中に含まれております。

以上です。

○**委員（大倉裕一君）** もう1点。予算のお話をしたときに、省エネ設備という説明をされたというふうに覚えているんですけど、省エネ設備という点はどういったものを導入されようとしているのでしょうか。

○**営繕課審議員兼設備係長（塩塚将朗君）** お世話になります。営繕課の塩塚でございます。

今、お尋ねの省エネ設備と申しますのは、一般的に考えますとLEDとかということになりますが、入居者の方で御用意いただくLED照明とかもございませぬけども、こちらのほうの市のほうで整備している照明関係も全てLEDの照明器具にしております。

その他省エネ設備でいきますと、機械設備の工事のほうに含まれます給湯器が省エネ型の給湯器を今回計画をしております。

以上でございます。

○**委員長（上村哲三君）** もういいですか。

○**委員（大倉裕一君）** もういっちょよかですか、そんなら。

ありがとうございます。省エネという部分でいくと、今太陽光とかですね、そういったものもかなり公共施設のほうでは導入されている部分があるんですが、今回のこの災害公営住宅等には導入予定はないということでしょうか。

○**営繕課審議員兼設備係長（塩塚将朗君）** 失礼します。先ほどは説明が漏れておりまして、大変申し訳ございませんでした。

委員おっしゃいますように、今回の災害公営住宅につきましても、太陽光発電設備、小規模ではございますが、共用棟の廊下の照明とかですね、そういったものに太陽光発電設備を使用する予定で、今回も計画をいたしております。大変失礼しました。

○**委員長（上村哲三君）** ほかにありませんか。

○**委員（山本幸廣君）** 今、質問があった中で、執行部にちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど来、工事の概要の説明をしたでしょう。その中にずっと、工事の目的から、工事の概要等を見てもらえばすぐ分かりますように、工事の種目については、建築等エレベーター設備一式、それと外構から盛土工事。これに機械と電気は入ってない。そこら辺りは説明せいかんたいね、別注について分離発注をしますよということ。どうかね、そこら辺り。

○**営繕課長（松野光洋君）** すいません。申し訳ございません、説明が漏れてました。今回、建築工事の契約案件ということで、すみませんが、建築だけのほうの説明をさせていただきました。実際、今、電気設備と機械設備工事につきましてはですね、入札中でございます。

以上でございます。

○**委員（山本幸廣君）** 入札中ということで、私たちはほとんど事後の先議の中でね、事後の報告を聞きながらそれを判断をして、それから、はっきり言って認めるわけなんです。そういうことでオープンにしてから入札はもう…

…。大体先ほど来、大倉委員が言われたように2億5000万ぐらいと私たちは頭の中に刻んでおるわけ。あと5000万というのが電気機械というならば、大体が電気機械、入札というなら大体これぐらいの電気機械の入札、分離の発注、入札状況ですよということは説明してください。そういうことで、ぜひともしていただきたいと思います。

それとね、このパースを見たときに、もう終わったんだから言うことはないんですけども、パースを見たときに、日産かクラウンか分かりませんが、1階にあって、その盛土。これは委員長の地元です。この盛土の中です。きれいなパースをつくって盛土ですけども、ここは完全につかる状況なんですよ。浸水をする状況。この盛土の中で青いのは、これは芝なのか何なのか分かりませんが、コンクリートなのか分かりませんが、そこらについて説明してください。

○営繕課長補佐兼建築係長（秋野亮二君） 回答いたします。

のり面で一応計画しているんですけども、こちらも国県との協議を行いまして、当初は擁壁を造る予定でしたけども、ちょっと費用の面です。のり面ということで決定をしております。

表面はですね、防草シートを敷きまして草が生えないようなところで考慮しております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 災害の公営住宅という、その文字をですね、私が見た中でね、このような芝とかシートとか、これでいいのかな。これで浸水をしてえぐられてきたならば……。のり面だって今、球磨川の左岸右岸はほとんどコンクリートのり面に全面国交省はやっているんですよ。その中で、このような公営住宅の盛土がこのような状況ですというのは私は危険性があると思うけど。そこらについて今後検討

していただきたいね。と思いますけど、いかがですか。

コンクリートにするのか何をするのかというのはやっぱし……。のり面がですね、シートぐらいでいいと私は思いませんよ、安全の面から。

○営繕課長補佐兼建築係長（秋野亮二君） お答えいたします。

まず、こちらの区域はですね、先ほど御説明いたしました浸水区域ということで、委員言われたとおりですね、えぐられるというような、そういった懸念もあるかもしれませんが、まず浸水高さに対して一時避難できるかというところをですね、検討したところでございます。

先ほども申しましたけども、まずは擁壁を計画していたという経緯はあるんですけども、国県からですね、過去の県内です。災害公営住宅で擁壁を造った事例があまりないということで、なかなか認めてもらえなかったという実情もございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 国に認めてもらえなかったというより、これは地方自治体の感覚というのが一番大事なんですよ。ですから、擁壁というのはどういうような擁壁を造るのか。全体的に盛土地域の擁壁を造るのかそれとも、その地域の隣の敷地内まで擁壁するのかという、そこ辺りで国交省とどのような話合いの結果です。そういう答えが出たのか分かりませんが、要は今の状況でのり面について、これは委員長とも現地視察したときにですね、これだけの盛土をしますよと、これだけ盛土したならばこれだけの浸水に耐えると、だから、現地のここに公営住宅を造りますというふうに執行部の説明があつとるわけよ。それを我々は理解しとるわけですから。ですから、このようなのり面にシートを張るとかたい、こういうことで危

険性はないのかなと私は問いかけとるわけよ。
各委員の方々もそう思われますよ、シートとい
うのは。

それとですね、シートの横に階段の避難場所
か。この白いのは階段でしょう。これは幅広く
したほうがいいんじゃないですかね。何メータ
ーか知らんけども。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

こんにちは。建設部次長兼建築指導課長の宮
端でございます。

ただいま山本委員さんお尋ねの件ですが、
経緯は秋野が申しましたとおりの経緯がご
ざいますが、確かに委員さんおっしゃられます
御心配も、当初は職員のほうも懸念はしており
ましたので、当初は擁壁で考えとったところ
ですけども、いろいろ国県と協議しました結果、
今このような状態になっているところではござ
いますけども、今後、予算の絡みもございま
すけども、もうちょっと何ができるかというの
は今後検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 次長、ありがとうございます。
今後検討ということですね、これは
危機安全性の問題から今質問をしとるんですよ
ね。このパースを見た限りではそのような状況
だったから質問をしたんですけども、よろし
ければ今次長の答弁があったようにですね、そ
のように検討していただければ、安全性を持った
公営住宅が完成するという。入札ももう終わ
つとるわけですから、ですから、これはもうは
っきり言って、追加じゃないけどもですね、工
事の変更をするだけのことであって、変更は可
能であるということですね、皆さん方は理解
していただければと思えます。よかです。

○委員長（上村哲三君） 意見でよかですね、
今んとは。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了
します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 山本委員がおっしゃ
った安全性という部分は、しっかり再確認をお
願ひしておきたいというふうに思えます。

その上で、先ほどのダムとの関係ですね、そ
こについてもしっかりと説明が果たせるよ
うに行政の職員さんとして把握をしていただ
くようお願いをしておきたいと思えます。そ
して報告をですね、きちんとしていただければ
というふうに思えますので、その点は意見とし
て申し上げておきます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません
か。

○委員（橋本幸一君） のり面の話が出ていた
んですが、国県がどうしても許可しなかった
ということで、何らかのやっぱ理由があったか
と思うんですね。今、結局問題は流速が非常
に問題で、そこについては今、いろんな防災
対策というか、あるみたいで、河畔林とか流
速を弱めるような、そういう方向からもで
すね、検討してみるという。いろんな方法
があるかと思えますので、それも含めて実
施していただきたいと願っております。

○委員長（上村哲三君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ちょっと小会しま
す。

（午後0時17分 小会）

（午後0時21分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは本会に戻
します。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

議案第100号・坂本町災害公営住宅(藤本・大門地区)新築工事に係る契約の締結について、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部は御退出願います。

(執行部 退席)

○委員長(上村哲三君) 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、令和2年7月豪雨に関する特別委員会を散会いたします。

(午後0時22分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年11月28日

令和2年7月豪雨に関する特別委員会
委員長